

下水道受益者負担金・分担金制度について



斜里町の下水道事業は、市街地区は昭和53年より、ウトロ地区は平成8年より事業を開始し、本管工事はおおむね終了し、計画区域の大部分の地域で下水道の利用が可能となりました。

その下水道事業の建設費の一部を土地所有者の方に納めていただく制度として、「下水道受益者負担金（分担金）」があります。

負担金（分担金）の請求・お支払いは、計画区域内の多くの土地で終了していますが、一部の土地については、これから発生する場合がありますので、負担金（分担金）の制度についてお知らせいたします。

受益者負担金（分担金）とは

下水道が整備されることにより、土地の資産価値が増加するなど利益を受ける方に、下水道建設費の一部を負担頂く制度です。（市街地区は「負担金」、ウトロ地区は「分担金」となります。）

負担金（分担金）は処理区域内にある土地に対して、一度だけ負担していただくもので、**下水道利用の有無にかかわらず、負担していただくものです。**

「金額」と「納めていただく時期」

◎金額は、土地の面積に応じて1㎡あたり450円（分担金は250円）となります。

例）100坪（330㎡）の土地の場合

$330\text{㎡} \times 450\text{円} = 148,500\text{円}$ （÷20回で分割納付）

◎お支払いは、5年に分割し、1年分を4期に分けて計20回で納めて頂くことになります。

納期	1期	2期	3期	4期
	6月30日	8月31日	10月31日	12月25日

納めていただく方（対象者）

◎負担金（分担金）を納めていただく方は、原則として、その**土地の所有者**となります。

※借地の場合など、所有者と使用者が違う場合、当事者双方で協議の上、水道課にその旨の届出を頂いた場合は、納入者を変更することも可能です。

◎対象となる方には、毎年4月ごろに水道課よりご連絡いたします。

◎下水道区域内の土地で、①過去に負担金が発生したことがなく、②新たに下水道が接続可能になった場合は、今後、**受益者負担金（分担金）が発生する場合があります。**詳細については、水道課までお問い合わせください。

▼こんな時には事前にお問い合わせ願います。

- ・土地を取得して、下水道の接続が可能になった時
- ・リフォームでトイレの水洗化をお考えの場合
- ・建物を新築して水洗トイレの設置をお考えの場合 など

問い合わせ先

下水道使用料・受益者負(分)担金について	水道課 総務係／TEL:23-3131、内線168
トイレの水洗化、排水設備工事、下水道計画、本管工事について	水道課 事業係／TEL:23-3131、内線169

Q&A

Q. 1 下水道が使える区域らしいがトイレはない。負担金にかかるか？



A. 1 かかります。原則的に「下水道が使えるようになった場合」にかかるからです。

Q. 2 受益者負担金を途中まで払っていたが、売買した。土地所有者が変わる場合は？



A. 2 売主・買主の間でご協議のうえ、水道課へ納入者変更のお届けを頂いた場合は、納入者の変更が可能となります。（ただし、未納がない場合に限りです。）
「届出書類」は水道課にございますので、水道課までご連絡ください。

Q. 3 支払いを猶予して欲しい。



A. 3 納付が困難な場合や災害・盗難被害に遭った場合であれば、猶予可能な場合もあります。水道課にご相談下さい。

Q. 4 減免はないか？



A. 4 国又は地方公共団体が使うもの、下水道事業のために土地や労力などを提供したもの、公の生活扶助を受けているものなど、条例規定に該当した場合で、かつ、水道課にお届けいただければ、減免対象になります。

Q. 5 負担金の他ににかかる費用は？



A. 5 負担金のほか、建物に関する工事費負担があります。また、下水道に接続すると、毎月下水道使用料がかかります。

（下水道使用料 = 基本料:10 m³まで 1,400 円 + 超過料:1 m³につき 150 円 + 消費税）

Q. 6 水洗化する負担を抑えられないか？



A. 6 助成・貸付の制度があります。（新築家屋の場合は、助成・貸付のいずれも対象外となります。）

【助成】：水洗化工事を全額自己負担する場合かつ、処理区域となって3年以内であれば、トイレ1基につき3万円（最高2基）

【貸付】：工事費の90%以内で、トイレ1基につき65万円（最高2基まで）。無利子で毎月1万円の返済。（貸付にあたっては別途条件があります）

詳細については、水道課 事業係（内線 169 又は 170）にお問い合わせください。

Q. 7 下水道ではなく、浄化槽を使いたい場合は？



A. 7 下水道区域外で、専用住宅等に10人槽以下の浄化槽を設置する場合は、町の補助金を利用することができます。

詳細については、環境課 生活環境係（役場庁舎2階、内線 223 又は 224）にお問い合わせください。